



みなさん こんにちは！

11月に入り朝夕の冷え込みが厳しくなってきましたね・・・
そして、今日は「立冬」です！！
暦の上では今日から冬ですね・・・

ふと山に目を向けると、紅葉が目立ち始めてきましたが、
先週末の3連休は皆さんはどちらかにお出かけになられましたか??

さて、先月のことですが、
Google社から音声で操作できる家庭向けスマートスピーカー
「Google Home」と小型の「Google Home Mini」が発売されました・・・。

すでに、購入された方もいらっしゃるのでしょうか??

会話型AI「Googleアシスタント」を搭載しており、
“OK, Google”と声をかけるだけで、
音楽を流したり、
知りたいことを調べたり、
毎日のちょっとしたタスクの解決に利用したり、
スマートデバイス操作をしたり・・・と、
自分の声で実行できるのです。

例えば、“OK Google 今日の天気を教えて!”と尋ねると、
「Google Home」は今日の天気を話してくれます。

AI（人工知能）の技術が家庭内でも身近なものとなりつつありますね・・・

ですが、「Google Home」に搭載されている「Googleアシスタント」は、
適当に話した言葉を正確に認識し、発言の意図を汲んで確実に実行する、
というレベルには残念ながらまだまだ達していないようです。

私個人の意見としては、デモ映像を見ていて思ったのですが、
はじめに “OK Google”と、その都度話さなくてはならないので、
その部分に関してはなんとかならないものかなあ～と、
少し抵抗を感じてしまいました。
音声でやり取りするものなので、仕方がないことなのかもしれないのですが、
今後の進化に期待したいと思います。

AI技術の発展で、将来なくなる職種もあるようですが、
どのように便利な生活が出来るようになるのか、
とても楽しみです。

それでは、今月のお役立ち情報です・・・
今月は、税務に関するお役立ち情報です。

一般の方でも理解しやすいように、なるべく専門用語は使わないように
心掛けていきたいと思っております。

税務でお困りのときは、お気軽にお問い合わせくださいませ・・・

切手・はがき・収入印紙等の販売いたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel : 080-5447-1040 担当 : 林

パソコン訪問指導をいたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel : 080-5447-1040 担当 : 林

それでは、今月のお役立ち情報です・・・

本日のお題： 配偶者控除及び配偶者特別控除について

平成 30 年分以後の所得税について（来年から）、
配偶者控除及び配偶者特別控除控除額の改正があります。

以前にもお話しいたしましたが、もう 2 か月後に迫っていますので、
復習の意味でおさらいしましょう！！

注) 今回のお話は、社会保険料については考慮しません・・・

今回の改正は、簡単にお伝えすると、

- ①居住者の収入が高い場合は配偶者控除をなしにしましょう。
- 逆に
- ②配偶者の収入を多くしても、配偶者特別控除はつけましょう。

ざっくり、このような内容です・・・

（具体的に説明します）

1. 合計所得金額が 1,000 万円（給与所得だけの場合の居住者の
給与等の収入金額が 1,220 万円）を超える居住者については、
配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。

2. 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、
対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされました。

例 1) 改正の影響なし

夫、給与収入、1000 万（所得 780 万）、妻、パート収入、90 万（所得 25 万）

改正前) 配偶者控除 38 万

改正後) 配偶者控除 38 万

例 2) 配偶者控除の影響あり

夫、給与収入、1500 万（所得 1270 万）、妻、パート収入、103 万（所得 38 万）

改正前) 配偶者控除 38 万

改正後) 配偶者控除 0

例3) 配偶者特別控除の影響あり

夫、給与収入、1000万(所得780万)、妻、パート収入、150万(所得85万)

改正前) 配偶者特別控除 0

改正後) 配偶者特別控除 38万

また、配偶者の名称が以下の4つになりましたので、場合分けして確認してください。

(年末調整で必要な名称)

- ・控除対象配偶者
- ・同一生計配偶者
- ・配偶者特別控除

(月次の源泉徴収税額表で必要な名称)

- ・源泉控除対象配偶者

《 改 正 前 》

- 控除対象配偶者
⇒制限無
・配偶者の合計所得金額
⇒38万円以下
- ・給与所得者の合計所得金額

-
- 配偶者特別控除の対象者
・配偶者の合計所得金額
⇒38万円超 76万円未満
 - ・給与所得者の合計所得金額
⇒1,000万円以下

《 改 正 後 》

- 同一生計配偶者
注) 障害者控除は可能です。
・配偶者の合計所得金額
⇒38万円以下
- ・給与所得者の合計所得金額
⇒制限無

-
- 控除対象配偶者
・配偶者の合計所得金額
⇒38万円以下
 - ・給与所得者の合計所得金額
⇒1,000万円以下

-
- 配偶者特別控除の対象者
・配偶者の合計所得金額
⇒38万円超 123万円以下
 - ・給与所得者の合計所得金額
⇒1,000万円以下

-
- 源泉控除対象配偶者
⇒900万円以下
・配偶者の合計所得金額
⇒85万円以下
 - ・給与所得者の合計所得金額

以上、少し難しくなりましたが、みなさんの状況に合わせて適用してくださいね。。。

それでは、次回もまたお楽しみにしてください！！

■ご友人、知人にもこのメルマガをご紹介頂ければ、幸いです・・・
ご希望の方はお手数ですが、「メールマガジン希望」とご入力いただき、
ご紹介者の お名前 と メールアドレス
をこちらにお送りください。

↓↓↓

mikiko-rin@zm.commufa.jp

■メールマガジンの配信変更・停止はこちらから・・・
ご不要の方はお手数ですが、「メールマガジン不要」と入力いただき、
こちらにお送りください。

↓↓↓

mikiko-rin@zm.commufa.jp

林 真一 税理士事務所
パソコン会計スクール
岐阜県岐阜市五坪2丁目2番2-1004号
TEL : 058-248-2992
E-mail : s_h@xb4.so-net.ne.jp
